

県指定比謝川鳥獣保護区

更新計画書

平成18年9月22日

沖 縄 県

1 指針

(1) 鳥獣保護区の名称

比謝川鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

嘉手納町字嘉手納屋那上原250の3、251、251の1、252の1、250の9、250の5及び206の1並びに嘉手納町字嘉手納御嶽前原184の1、204、203の1、203、202、202の1、187の2、189、189の1、200、199の2、199の1、198及び199の3並びに嘉手納町字屋良後原653、651、650、647、652、655、656、657の1、668の1、688、695、696、699の1及び699番地並びに比謝橋の下流比謝川ダムえん堤から上流に至る栄橋までの公有水面の地域

(3) 鳥獣保護区の存続期間

平成18年9月26日から平成38年9月25日（20年間）

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

①鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

②鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、嘉手納町の北側を流れる比謝川（2級河川）と同河川左岸に沿った傾斜地からなる。

当該区域には、サシバやズアカアオバト、コゲラ等の森林性の鳥類のほか、ミサゴやカイツブリ、リュウキュウヨシゴイ、チュウサギ、カワセミ等の水辺の鳥類の生息が確認されている。これらの鳥類以外の鳥獣として、比謝川を餌場や休息場として利用しているサギ類が多く生息している。

このことから、森林性の鳥類及び水辺の鳥類にとって当該区域は、重要な場所であると言える。

また、当該区域には、哺乳類のオリオオコウモリが生息しており、本種は比謝川沿いに生育するオオバイヌビワや、植栽されたテリハボクを利用しているのが確認され、これら植物の実を利用する鳥獣にとって重要な場所であるといえる。

当該区域は、これら多様な鳥獣類の休息地及び採餌の場として利用されていることから、森林鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区の存続期間を更新し、鳥獣の保護を図るものである。

管理方針

- ・ 鳥獣のモニタリング調査、現地巡視等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ・ 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為や、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため定期的な巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

2 更新の理由

サシバやズアカアオバト、コゲラ、カイツブリ、リュウキュウヨシゴイ、チュウサギ、ミサゴ、カワセミ、オリオオコウモリをはじめとする鳥獣の保護を引き続き図る必要があるため。

3 更新する鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 8ha

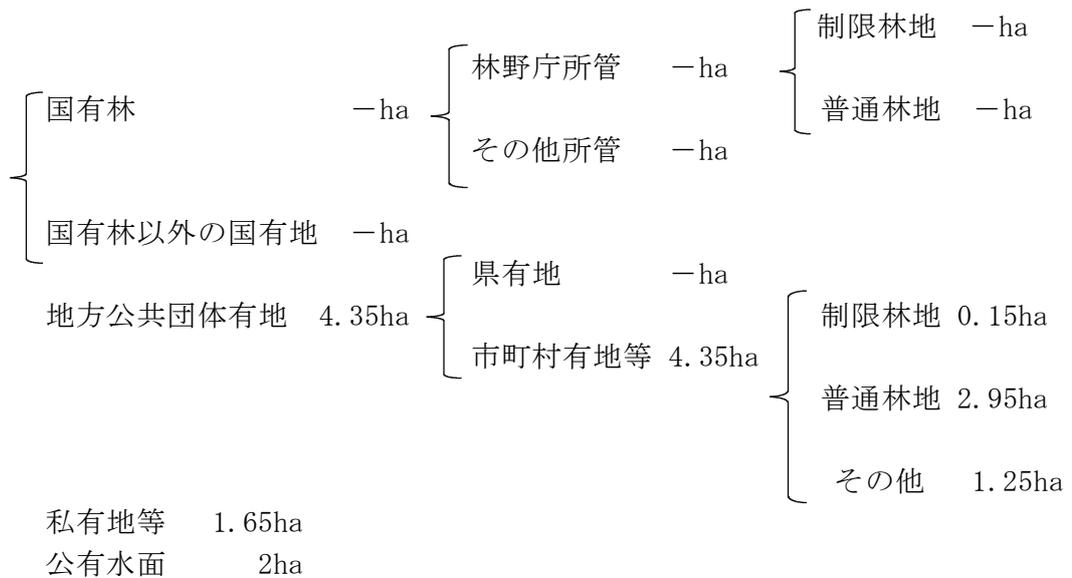
内訳

ア 形態別内訳

林 野 5.95ha
農耕地 ーha
水 面 2ha
その他 0.05ha

イ 所有者別内訳

国有地 ーha



ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域（別紙のとおり）

自然環境保全法による地域 ーha
自然公園法による地域 ーha
文化財保護法による地域 ーha
都市公園法による公園地域 5.8ha

4 更新する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該区域は嘉手納町の北側に位置し、比謝川が流れ、屋良城跡公園を含む字嘉手納の区域からなる。

イ 地形、地質等

地況は、比謝川に沿って断崖が発達した複雑な環境の変化に富んだところである。表層地質は琉球石灰岩である。

ウ 植物相の概要

当該区域の植生は、主に常緑広葉樹林帯の自然植生であり、アカギやシマクワ、ガジュマルの他、一部、雑草群落がみられる。

南側は市街地であり、保護区外の北側には、リュウキュウマツ群落が広く占めている。

エ 動物相の概要

当該区域は、キジバト、ズアカアオバト、リュウキュウサンショウクイ、トラツグミ、ウグイス、メジロ等森林性の鳥類や多くのサギ類が生息している。

「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物」において、絶滅危惧Ⅱ類のミサゴをはじめ、準絶滅危惧のカイツブリやリュウキュウヨシゴイ、チュウサギ、カワセミ等の希少な鳥類を確認している。

鳥類相の目別構成は、スズメ目（18種、51.4%）が最も多く、次いで、コウノトリ目（7種、20.0%）がこれに続く。

また、「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物」に準絶滅危惧として記載されているオレイオオコウモリをはじめ、3目5科5種の哺乳類が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

別表(表1、表2)のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

- ・平成14年度 有害鳥獣捕獲許可件数 なし
- ・平成15年度 有害鳥獣捕獲許可件数 なし
- ・平成16年度 有害鳥獣捕獲許可件数 なし
- ・平成17年度 有害鳥獣捕獲許可件数 なし
- ・当該区域内は農耕地がなく(その周辺も農耕地が少ない)、また、水産養殖場がないことから鳥獣による農林水産物の被害の報告はない。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 鳥獣保護区の維持管理に関する事項

①鳥獣保護区用制札

3本

②案内板

基

③給水器

基

④給餌台

基

⑤巢箱

台

⑥その他

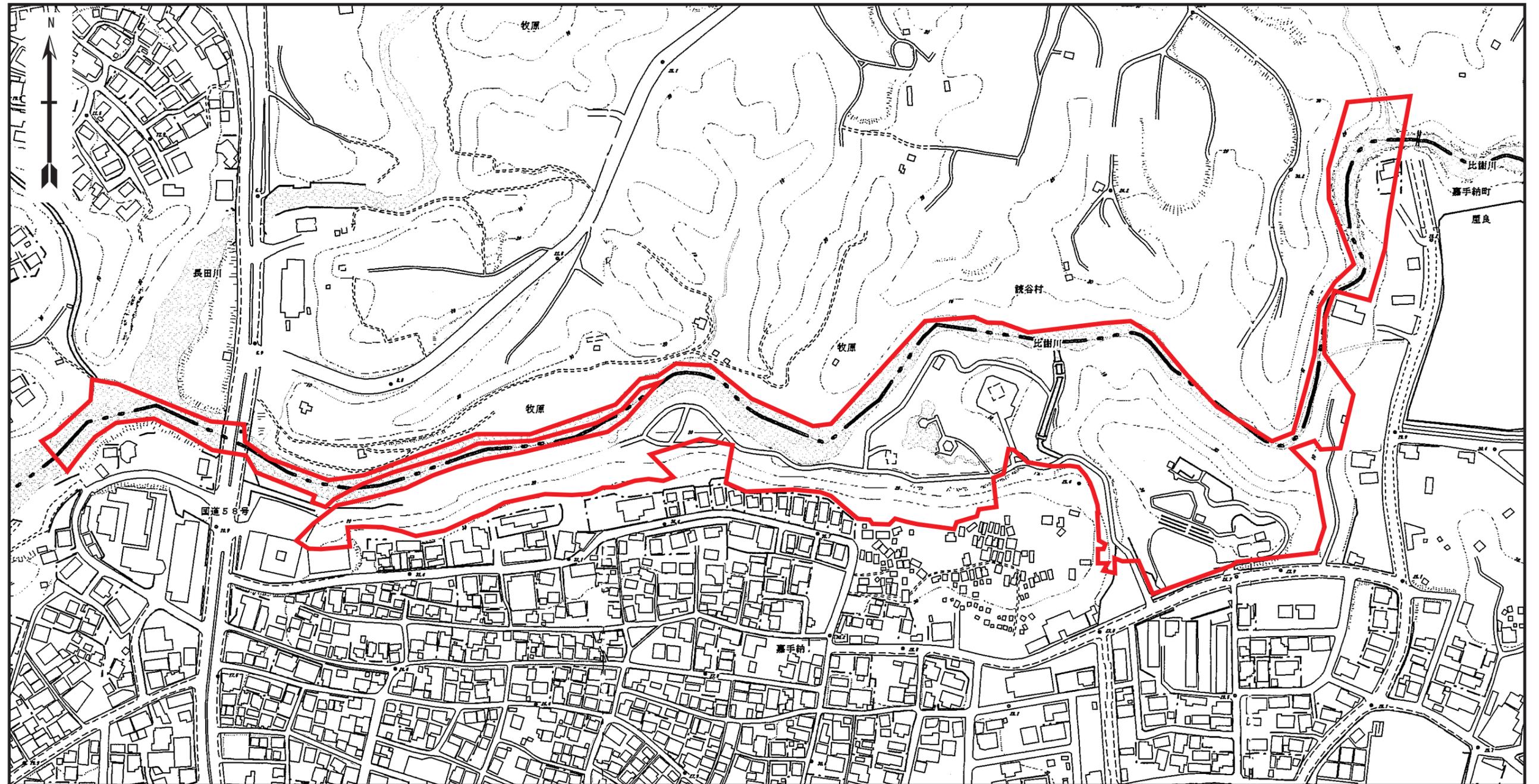
} (必要に応じ設置)

表1 比謝川鳥獣保護区で確認された鳥類(冬季;H17.1、春季;H17.3)

目	科	種名	冬季	春季	
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	○		
コウノトリ	サギ	リュウキュウヨシゴイ	○	○	
		ゴイサギ		○	
		ササゴイ	○	○	
		ダイサギ	○	○	
		チュウサギ		○	
		クロサギ		○	
		アオサギ	○		
タカ	タカ	ミサゴ	○	○	
		サシバ	○	○	
ツル	クイナ	バン	○	○	
チドリ	シギ	イソシギ	○	○	
ハト	ハト	キジバト	○	○	
		ズアカアオバト	○	○	
ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	○	○	
キツツキ	キツツキ	コゲラ	○		
スズメ	ツバメ	リュウキュウツバメ	○	○	
		セキレイ	○	○	
			ハクセキレイ	○	
	サンショウクイ	リュウキュウサンショウクイ	○	○	
	ヒヨドリ	シロガシラ	○	○	
		ヒヨドリ	○	○	
	ツグミ	ルリビタキ		○	
		イソヒヨドリ	○	○	
		トラツグミ	○		
		シロハラ	○	○	
			ツグミ	○	
	ウグイス	ウグイス	○	○	
		キマユムシクイ	○	○	
	シジュウカラ	シジュウカラ	○	○	
	メジロ	メジロ	○	○	
	ホオジロ	アオジ	○		
		クロジ		○	
カラス	ハシブトガラス	○			
ハト	ハト	カワラバト	○		
合計 9目18科35種			8	7	
			18	15	
			30	26	

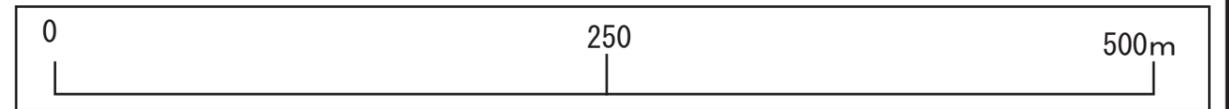
表2 比謝川鳥獣保護区で確認された哺乳類(冬季;H17.1、春季;H17.3)

目	科	種	冬季	春季
コウモリ	オオコウモリ	オリイオオコウモリ	○	○
ネズミ	ネズミ	クマネズミ	○	
ネコ	イヌ	ノイヌ		○
	ジャコウネコ	ジャワマンゲース	○	○
	ネコ	ノネコ		○
3目5科5種			3目	2目
			3科	2科
			3種	4種



凡例

 : 鳥獣保護区範囲



比謝川鳥獣保護区